

# 文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書（案）に対する意見書

2023年（令和5年）1月20日

日本弁護士連合会

文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書（案）（以下「本報告書」という。）に対し、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

## 第1 意見の趣旨

### 1 本報告書 II. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について

著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベースを活用した著作権者等の探索を行うとともに、著作権者等の所在や権利処理に関する意思が不明な一定の場合等に対応した新しい権利処理の仕組みを創設し、著作物等の利用を円滑かつ迅速に利用できるようにするという本報告書の方向性に賛成する。ただし、新たな制度の実施に当たっては、以下の点に十分配慮されるべきである。

(1) 新制度の基礎となるデータベースは、新制度のみならず裁定制度にも利用することが検討されており、その構築及びその適正な管理・運営に対しては、その公益的な役割に鑑み、適切な公的支援が行われるべきである。

(2) 時限的利用の公表に当たっては、単に著作物の題号や出典だけでなく、著作物の表現自体（言語の著作物であれば一定量の抜粋、写真・美術の著作物であればそのサムネイル画像等）によって著作物が特定されるべきであり、これに必要な範囲で著作物の公衆送信等を可能とする措置が必要である。

また、公表は、利用申請後速やかに行われ、時限的利用の終了後も継続されるべきである。

(3) 利用料の基準設定に当たっては、権利者団体と利用者団体の意見を聞いて、幅広い分野の様々な利用形態ごとに適切かつ明確な利用料の基準を設けることが望まれる。

### 2 本報告書 IV. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

損害賠償額の算定方法の見直しとして、著作権法第114条について（本報告書IV）、特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）と同様の見直しを行うことに基本的に賛成である。

ただし、著作権法第114条第1項について特許法第102条第1項と同様の見直しを行うに当たっては、具体的にどのような事例にライセンス料相当額

の損害賠償（第3項の併用適用）を認めるのか意識した審議が望まれ、著作権侵害の損害賠償の特徴を踏まえて「侵害し得」にならないような制度を引き続き検討すべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について（本報告書Ⅱ）

(1) 分野横断権利情報データベースの構築及びその適正な管理・運営は、報告書の目指す簡素で一元的な権利処理方策の基礎をなす極めて重要なインフラであり、新たな権利処理の仕組みに対応できるだけの網羅性及び正確性が要求されるとともに、時々刻々と創造される新たな著作物等にも対応するための継続的なメンテナンスが必須となる。ことに、分野横断権利情報データベースは簡素で一元的な権利処理方策だけでなく、今後の裁定制度にも利用することが検討されているのであるから、その構築及び適正な管理・運営は重要である。

しかしながら、著作物等のデータの収集状況は著作物等の種類や分野によって大きな差が存在するのが現状であり、十分な精度のデータベースを構築し、それをメンテナンスして日々管理・運営していくためには相応の経済的基盤が必要である。現在分野毎のデータベース構築を行っている権利者団体の中には必ずしも組織力・財政力が豊かではないところが多く見受けられる。そこで、コンテンツの利用円滑化、適切な対価還元という分野横断権利情報データベースの公益的役割に鑑み、その構築・管理・運営に対しては権利者団体に過度に負担させることなく、適切な公的支援が行われるべきである。

(2) 新しい権利処理の仕組みは、権利者が不明な場合だけでなく、権利処理に関する意思が確認できない場合にも文化庁長官により時限的利用を認める決定がなされ得るものであり、利用許諾がなければ利用できないという著作権法の原則を正反対に転換するものであるから、著作権者等が不測の不利益を被ることのないよう、自己の著作物等に対し利用申請があった事実をできる限り容易に認識できるように配慮する必要がある。そのためには、利用申請のあった著作物をわかりやすく特定することが必要であり、単に著作物の題号や出典だけを公表するのではなく、著作物の表現自体（言語の著作物であれば一定量の抜粋、写真・美術の著作物であればそのサムネイル画像等）によって著作物を特定すべきである。

また、少しでも多くの著作権者等が自己の著作物等に対する利用申請の

事実を認識できるようにするためには、利用の申請があった後可及的速やかに公表が行われるとともに、時限的利用が終了した後も、利用料の支払いを受けることができる期間は公表が継続されるべきである。

- (3) 時限的利用の利用料は、著作権者等の経済的損失を補填できるものであると同時に、窓口組織において迅速に決定され得るものでなければならない。そのためには、権利者団体と利用者団体双方の意見を聞いた上で、できる限り幅広い分野を対象として、様々な利用形態ごとに適切かつ明確な利用料の基準を設定することが望まれる。

## 2 損害賠償額の算定方法の見直しについて（本報告書IV）

- (1) 著作権法第114条第1項は、侵害者により販売された数量（譲渡等数量）に著作権者等の単位数量当たりの利益額を乗じた額を損害額とするもの、同条第2項は、侵害者の利益の額を損害額と推定するもの、同条第3項は、著作権等の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額（ライセンス料相当額）を損害賠償額として請求できるとする規定である。

なお、著作権法第114条第1項では、著作権者等の販売等を行う能力に応じた数量（以下、特許法第102条第1項と同様に「実施相応数量」という。）を超える数量及び著作権者等が販売することができないとする事情に相当する数量（以下、特許法第102条第1項と同様に「特定数量」という。）がある場合には、これらの数量に応じた額は損害額から控除されるものとされている。

- (2) 一方、特許法第102条は、著作権法第114条と同等の内容を定めているところ、特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）により、

① 同条第1項において、実施相応数量を超える数量又は特定数量に当たるとして賠償が否定された部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、ライセンス料相当額の損害賠償を請求できること（特許法第102条第1項第2号）、

② 特許法第102条第1項第2号及び特許法第102条第3項のライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できること（特許法第102条第4項）が明記された（実用新案法、意匠法及び商標法でも同様の改正がなされた。）。

- (3) 本報告書は、著作権法第114条につき、上記特許法等のものと同様の

見直しをすべきとしているところ、知的財産法体系の統一化という観点から、かかる見直しを行うことについて、基本的に賛成である。

ただし、著作権法第114条第1項について特許法第102条第1項と同様の見直しを行うに当たっては、具体的にどのような事例にライセンス料相当額の損害賠償（第3項の併用適用）を認めるのか意識した法整備が望まれる。

特に、特許発明が侵害製品の付加価値全体の一部にのみ貢献している場合、「譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情」があるとして、譲渡数量から覆滅すべき割合に応じた数量を控除した上で賠償額の算定が行われているところ、このような場合に当該覆滅部分を「特定数量」として実施料相当額による賠償を追加で認定することは、特許発明が貢献していない部分について損害の填補を認めることとなり適切でないとの理由から、特許法第102条第1項第2号括弧書は、「（特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。）」と規定している（特許庁「令和元年法律改正（令和元年法律第3号）解説書」18頁）。

この点、著作権法では、著作物の貢献度といった事項が問題となる事例はあまりなく、著作権法第114条にも同様の規定を設ける場合には、具体的にどのような著作権侵害事例を念頭に置くのか、立法化に当たって十分に審議されるべきである。

- (4) また、本報告書では、主として海賊版サイトによる被害について言及されているが、それに留まらず、著作権侵害事例では、侵害者が権利者の販売等能力を大幅に超えて利益を得ている例があったり、権利者側の立証負担の問題等から、賠償額が低くなり、侵害による高額利益の大部分が侵害者に残存している（「侵害し得」となっている。）といった指摘がある。

そこで、著作権侵害の損害賠償の特徴を踏まえて「侵害し得」にならないような制度を引き続き検討すべきである。

- (5) なお、裁判上損害として認定される弁護士費用について、損害額の1割相当額として算定される例が多く、実際に権利者が負担する弁護士費用の額に満たない場合も多いことから、費用倒れの懸念が生じ権利者に訴訟提起を躊躇させてしまっている例が見受けられるという問題もある。この点についても、更なる増額等の対応が望まれる。 以上